

多度津町農業委員会議事録

平成30年7月20日午前8時53分より午前9時55分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
7番委員	村井文数
8番委員	松井篤求

欠席委員

農業委員（1名）

7番委員	香川篤
------	-----

農地利用最適化推進委員（1名）

6番委員	篠原壽雄
------	------

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

それでは、皆さんおはようございます。

定刻の前ですけれどもおそろいですので、ただいまから平成30年7月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

おはようございます。

まず初めに、7月上旬の西日本豪雨、亡くなられた方にはご冥福をお祈り申し上げまして哀悼の意を表したいと思えます。合わせまして、災害に遭われた方には、お見舞いを申し上げます。

特に、岡山、広島、愛媛、隣接県で7割、そういうことで、思うとった以上に死者とか災害がうんと多いようございまして、最も農林関係の災害も被害もということで、香川県、自分たちもどうかなあと。多度津も5、6、7で300乗とったんですかなあ。ほんで、その週で400乗とるといような雨でちょっと際どいところだけど、地形的によかったかなあ。もろもろのことがあります、行政、地域社会を含めて、そういう災害等に関心、またともに意見を出せる機会があれば意見を出していかな、また皆とともに社会で取り組んでいかなというようにことを痛感いたしましたわけございまして、何はともあれこの時期、災害が出てオリーブ等も予防せないかんのやけど、この猛暑ということで、露地ということで、展着剤を入れたいんやけど、展着剤を入れたら被害が出るかもわからんというように、ちょっとちゅうちょしとるわけございまして、猛暑合わせて作業、お互いに気をつけて取り組んでいかなければならんんじゃないかなあということで。昨今、特にことしあたりの暑さは、太平洋高気圧とチベット高気圧とか言われてますけど、そういう関係でお互いに作業面に気をつけて。水田のほうも昨日も周っていたら、ええあんばいに稲もほころっておるようです。きれいな田園地帯を期待しとってでございまして、そういう中、委員の皆様方には何かとご多用な中、ご出席いただきましてありがとうございます。閉会後も少し予定しておるようございまして。研修等を含めて、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。本日はどうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございまして。香川委員さんと推進委員の篠原委員さんが所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本会議の成立でございまして、出席委員は14名中13名でございまして、多度津町農業委員会規則第6条にございまして過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございまして、多度津町農業委員会規則第4

条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長

それでは、議事日程に従いまして進めてまいりたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。6番の塩入委員さん、8番の亀山委員さん、よろしくお願いいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを山崎委員さんよろしくお願いいたします。

4番委員

改めまして、きのうの小委員会の報告をしたいと思います。

きのう会長を初め、副会長の土田、大島、委員さんの山地正夫さんと私と事務局の局長、吉田君、それで西岡さんとできのう小委員会を行いました。9時から現地へ、2号議案の第3条についてと3号の農地法4条、それで4号議案の5条の、この現地へ行った結果でございますが、小委員会としては3号議案の土地の所有権の交換ということで現地に行ってきましたが、多少面積が倍というぐらいの面積になつるのは、利便性の絡みで双方でそういう話し合いができたんだと思っております。あと、太陽光、これと5条のところで、隣の進入道路の関係が入っておりますが、特に異常ないということで小委員会は決定をしました。ここへ帰ってきて審議した結果、一応そうになりましたんで、また皆さんに何か不審なことがあったら、ひとつよろしく審議のほうはお願いしたいと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくお願いいたします。

事務局

まず、ここで議案書の訂正をお願いできたらと思います。

2ページの5番と6番の申請地の大字が奥白方となっておりますが、正しくは庄です。申しわけございません。議案書の訂正をよろしく願いします。

では、議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から7番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきましては戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。どちらも借り受け人が既に亡くなっておりますが、相続人代表者からの申請があり、相続人全員の判と印鑑証明がそろっておりますので、特段問題はないかと思われま

す。そして、番号3番から6番につきましては、この後の議案第4号1番

に報告がありますが、申請農地を解約し、転用予定となります。

番号7番につきましては、機構を通して貸借予定です。

以上です。

議長

報告案件ということでございますが、1番、2番、戦前からの小作ということで、参考になればということで地元の委員さんより報告をお願いしておるところでございます。

推5番委員

ほんなら、私のほうから。

議長

お願いします。

推5番委員

1番の物件は、平成29年2月に地主のほうから田んぼを戻してほしいという話が私のほうにありまして、小作人に確認したところ戻してもいいという話が出て、それから交渉が始まりました。なかなか難しい交渉で、場所的には●●の小学校、●●郵便局の●です。広い10メートルぐらいの道ですけど、その場所で、場所がいいもんで、どのくらいで離作してくれるか話したところ、宅地並みの要求がありまして、それで地主のほうとしては税金の評価額の2分の1、それしか出せんという話で、幅が大きいもんでなかなか交渉が進まんで、実際1年かかって4回ぐらい私と3人で話をしたんですけど、最終的に4回目に土田副会長にも来てもらって話を聞いてもらったんですが、まだ小作のほう宅地並み、あそこが坪大体売り値としたら7万円ぐらいで売れるんじゃないかという感じで、その2分の1で3万5,000円の大体坪をあそこが250坪弱ぐらいですわ。その値段を要求したんですけど、地主のほうはだんだん折り合いをつけろう思うて、ちょっと値段を上げてきたんですけど、それでインターネットのこういう農地の売り買いした情報があるんですけど、それで調べたところ、●●地区●が大体平均の価格ですけど、1反当たり100万円で売り買いしたという情報がありまして、これの2分の1やったらどうですかという地主がそこまで折れたわけです。それで、まだ小作のほうとしては、いや、それではいかんということで、また交渉が決裂するかなと思うたんですけど、地主のほうも一か八かで、そんだけ要求するんやったら借地料として宅地の借地料を、あそこやったら250坪ぐらいで月に大体7万円ですわ。7万円を要求するからそれを払うてほしいという話を出したところ、小作のほうもほんならちょっと考えさせてほしいということで家へ持ち帰って考えたところ、その晩、そういう大体99坪で100万円で、あそこは250坪で83万円か4万円ぐらいでしたね。その2分の1、それでオーケーという話で合意できました。だから、250坪、42万円で合意しました。

以上です。

議長

●●●さんのほうがとったん。

推 5 番委員 ●●●さんのほうが小作です。
議長 とったんやな。
推 5 番委員 そうです。うん。
今、●●●さんというのは、もう死んでおらんのですけど、その息子さんの判こを、何人おったんかな、兄弟が。
職務代理者(2番) ●人。
推 5 番委員 兄弟が●人で、その判こをもらうのにちょっと今まで。3月に合意したんですけど、今までその判こをもらうのに時間がかかったわけです。
議長 そりゃあ、非常によう副会長が…。
推 5 番委員 実際は宅地並みの借地料を請求するということはでけんと思うんですけどね。だけど、そういうことを言わなんだらなかなか返してくれるというのがあるね。
議長 それは、ちょっと感じたけどな。ほいやけど、松岡さん大変やったと思う。
推 5 番委員 それはまあ。
議長 両者喜んどうと思えますわ、その結果の話を聞いたら。
推 5 番委員 これの件がうちの近くでもう一件あるんですわ。そのちょっと東側の広い道路のほうが。
それは、私の身内やからなかなか私からそういうように交渉せえということはなかなか言えんもんでね。
議長 ありがとうございます。
非常に参考になりました。
続きまして、奥白方は山地さんがおるけど。
4 番委員 ●●さん、当事者が一番よう知つとる、当事者。●●さん、ちょっと。
推 4 番委員 これは、去年ぐらいたったと思うんですが、●●●さんとなっておりますが、亡くなっておりますが、その奥さんから話があって、先々人手もないし、奥さんと息子さんがおるんですが、結局2人と、それとパートさんが1人ですが、3人でしよったんですが、家の裏に大きなトマトのハウスが2反ぐらいあるんですが、そこも今しておるんで、ちょうど場所的には下池の真下ぐらいに3畝ぐらいの面積の田があるんですが、そこにトマトのハウスをしておったんですが、労力不足ということで今回その話が上がってきたわけなんですけど、どうしても人手がないんと、それと土地の問題もありますんですが、●●さんのほうから土地を返す条件でハウスを撤去して返したいということで、そのお金の話につきましてはどちらともお互いの合意でなしということで話がついております。今回書類的な手続も私がしております、今は整地を終わって6月13日の日に解約をしたということでございます。円満に解決しております。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思いをします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 済いません。再度ここで議案書の訂正をお願いできたらと思います。

2番の申請地の小字が見立となっておりますが、正しくは大見立です。大変申しわけございません、議案書の訂正をよろしくお願ひします。

では、議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番、2番の理由につきましては、自作地相互の交換になります。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思いをします。

12番委員 面積が284と780というて、こんなに差があるんだけど、こういう交換はできるんですか。

事務局 そうです。今回は、番号1番の●●さんから●●さんに交換予定の農地が、すぐ隣の農地が●●さんが所有しているもので、番号2番の●●さんから●●さんに交換予定の農地は、近くに●●さんの家があり、交換したほうが都合がいいとのことでした。面積がかなり違いますが、お互いに納得しており、面積よりも利便性を重視して今回の交換申請に至りました。

受け付け自体は、面積が大幅に違っていても受け付けはさせていただいていますので、今回もそのようにさせていただきました。なお、売買代金は発生しておりません。

職務代理者(2番) 植わつとる作物については。

事務局 作物については……。

議長 両方とも同じびわやな。

職務代理者(2番) いや。金額が発生せんのかっていう話。もうすぐとれるというんと。

12番委員 両方が合意したらオーケーということやね。

議長 僕もちよっとそれを思とったけん、確認と思うて言うてみたんよ、小

委員会。やけん、今からまた研究してもらおうかな。

どっちかいうたら3条やから、県までいかんけん、うちのところで審議ということやけん、基本はまた県や会議所へ聞いて勉強せにやあいかんと思う。それを思うてきのう、矢野さんと一緒や、具体的なことを思い出せんでな。ちょっと微妙な、うんと違うたら何か言いよったと思うんやけどな。

4番委員

過去にも何か一遍四箇村の方が交換になったときも面積が大分違うとったけど、片っぱはコンクリ上げしてない分をあれで買うとったけどな、買うて。ほんだら、コンクリにするのに大分金が必要ということで、ほいで双方が話し合うて面積出して交換したんかな。過去の農業委員会でかかったこともあるけどな。そこらは、双方の大なりかは裏があると思うな。片っ方はあぜができてなかってって、そんなことを言いよった。

議長

事務局は多度津町の雰囲気はこんなんですというんで、改めて勉強として県のほうとまた、農政課のほうがあええと思う、農政課と時間があいとるときにまた勉強してもらって、矢野さん、また報告させてもらう、それでええですか。

また研究しとってください。お願いします。

事務局

はい。

議長

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。よろしく申し上げます。

事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、太陽光発電設備用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年9月1日、工事完了が平成30年12月20日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,700万円となっており、資金証明書を添付しております。また、転用面積

については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

推1番委員 事務局 これ、1,000平米超えとん違うん。

事務局 申しわけありません。済いません。面積が1,000平米超えておりますので、ただ太陽光なので、開発許可のほうには該当いたしません。

推1番委員 事務局 せんの。

事務局 はい。該当いたしません。

6番委員 言っていいですか。

議長 はい、どうぞ。

6番委員 この案件だというんじゃないんですけど、申請する場合、僕も去年の7月農業委員の数が減って、私の認識ではこれ、北嶋の場合は今のところ堀江のほうの農業委員をしょんで、私のほうが確認印が要るんかなと思うとったんやけど、これは押してないんですけど、変わったんかな、僕の認識が違うとったんかな。

議長 いいや、違う。

事務局 この場所が北嶋3丁目です、篠原農業委員さんの確認印はいただいとんですが。

議長 推進委員。

事務局 済いません。推進委員です。

調査士のほうにどうしても地域をまたぐところとか、どうしても混在するところについては、双方の確認を確実にとってくださいと。十分に言いまして、篠原推進委員さんの判こはいただいとんで、こちらのほうとしてはそれで問題ないと認識しております。

調査士のほうには、申請時には堀江のほうの塩入委員さんのほうに該当するんやったらもらう、その確認はとっといってくださいと。

6番委員 それは、来てないです。

ほんで、だから私の認識であそこを確認するのは農業委員でなかったらいかんと私は思うとったんや。ほんで、以前がそれが変わってから北嶋の分も私は判を押したんがあるんですよ、農業委員から押してくださいというて。ところが今回、北嶋やのに堀江のほうに来とらんから、それでええんですかと。それもそういう推進委員さんの判でもええというあれになつとんならそれで構わんのやけど。場所が混在しとるんじゃないに。

議長 わしも塩入さんと一緒やったんや、気持ちは。これは、吉田君しか知

らんのじゃないか。

6 番委員 あのと、たしか僕も記憶が違うとったんかもわからんのやけど、確認するのは農業委員さんやったと思うとったんやけど、確認の判を押すんはな。

議長 誰から説明を聞いたんか思い出せんのやけど、推進委員にもその確認印はもらうというんを聞いた覚えはあるんや。たしかここでやったと思う。それが谷口君やったんか、おったときか。

6 番委員 それをはっきりしてくれとったら今後、言うたら北鴨の分は私のほうも関係ないしと、篠原さんだけでいけるんやったらそれでええし。

議長 これ、吉田君、そこを言わないかんのやがな。谷口君か誰か、谷口君に確認せんと。

推 1 番委員 前のことや、前に線引きしたでしょ、図面で。

議長 谷口君か橋本さんで決めとるとわしは見とんや。もうそれで行きましよう。

6 番委員 うん。何か議論もしたでしょ、押す押さんいうてよ。

議長 推進委員にも確認印をもらうときもあるとかもらうと。今思い出したんよ。それ、吉田君、そのように決めたんやろ。

職務代理者(2番) 見てみ。決まっとるわ、何々は誰々の判を押すというふうに一覧表にしたやないかい。

事務局 そうですね。

議長 あれしたんかな。

職務代理者(2番) うん、した。

推 1 番委員 農業委員も推進委員も現地のも地域を決めたでしょ、区域を、範囲を。その時には、同等に押すということに。

議長 公表しとったんかな。

推 1 番委員 うん。全部が全部。

議長 吉田君、そうか。わし、それも思い出せんのやけど。

推 3 番委員 たしか、そうやったと。

推 1 番委員 それは、区域まで線引きして前のときに決めとるはずよ。

職務代理者(2番) 書類の条件によって誰々になつとるというやつを全部決めとるはずやけん。

推 1 番委員 そう。区域も誰々が全部。

職務代理者(2番) それは適用せにやいかんで。外したらいかんよ。

議長 そこを言わにやいかんの、吉田君。

事務局 そうですね。

6 番委員 その辺ははっきりしてくれたらええ話でね、今回のほどのくらいなんやけど、ちょっと僕の認識が違うとったんかもわからんけど。

議長 いや。わしもそれはわかっとる。やけえ、改めて帰って谷口課長に聞

いて、何月何日にそれをしとくというんを事務局が発表せないかん。副会長が言う、推進委員さんも言う、わしも忘れとる。それを来月発表してくれる、確認して。

事務局 そうさせていただいたらと思います。

議長 局長、そういうことよりも、みんながうやむやではいかんし。

職務代理者(3番) それは統一しとってもらわんと、広いけんのう。

推7番委員 私は初めてでまだ1年たつてないんで、認識としては私が推進委員になつたんは、農業委員さんのアドバイザーというか、地域によって離れとつたらわからんところがあるから補助的な、構成的に多度津町は広範囲なんで、それをより委員さんのほうの目配りとか、そういう相談事のおこぼれがないようにするためにこの委員プラス推進委員で構成されとると判断しとるんですが、そういう意味では今のそういう農業委員としての判を押すとか押さないとか、そういうんはあくまでも委員さんが主で推進委員が補助的な立場でおつたらええという認識で私はおるんですが。

議長 いや。それは、そうと違う。農業委員は農業委員でこういう業務もありますよ。推進委員は推進委員で本業はこれですよというんがあるんや。ほいで、うちんところはこういう一緒にしょんは、補助ではないな。

推7番委員 表現の仕方が悪いんやけど、そういう認識で私もおつたから。今塩入さんが言よる意味合い的な、推進委員さんの篠原さんが押しとんやつたらもうええという判断をされるということは、そのときに委員との立場が同等レベルの。

議長 いやいや。そう意味での確認とちゃう。

6番委員 議論したけど、確認がどうしても要るという話ではなかったんやな。だから、それをみんなで決めたらええわけで、推進委員さんでもそれでするんやというたらそんでええし、それは農業委員だけの判でないといかんというように決めるんやつたらそうしたらええし。

議長 だけえ、それはちゃう。推進委員の意味合いは、こんな農地法にないんや。これは、事務局も楽なら、委員さんも楽ならというんで、地域の担当者も楽ならということ。

6番委員 それをはっきり決めてくれたらええわけで、みんなあのとき決めたんかもみんな記憶が悪うなつとるときにはなあ。

議長 いや。それは決めとんよ。

6番委員 決めたような気はすんだけど。

議長 決めたんやけえ、ほいで吉田君にも確認してもろうて来月発表してもらうけえ、それで塩入さん。

6番委員 それで結構ですから、そうしましょう。

議長 そういうことで確認印については、来月また確認して。

職務代理人(2番) もう一遍はっきりしとこう。
1,000平米超えとるけど、太陽光だったら開発許可は要らないとかを。

事務局 開発許可は要りません。

職務代理人(2番) どんなときが要るん。

事務局 店舗であるとか。

職務代理人(2番) 宅地にするとか。

事務局 宅地にするとか。

6番委員 多分、造成がかかったら要るんやと思う。何センチ上げるとかな。多分、太陽光は造成がかからん。

事務局 かからないですね。

6番委員 かかけたりせんやろ。たしか何センチ以上土を入れるとか何かしたらかかるんですよ。それが多分お金が要るから上げたりはせんと思うんですよ。そういうことで。

事務局 そこは雑種地になりますね。雑種地ですね。田ではなくて、農地ではなく。

6番委員 農地転用するわけでしょ。だけえ、もう農地ではないと扱いになる。

推3番委員 わたしも記憶違いやないけど、当初太陽光が出だしたときにはそういう議論があったんやけど、その後太陽光の場合は、例えば高所にして下に作物をつくれるときに田のまま雑種地なり転用せんでも構わんようになるんやという話を聞いた記憶があるんやけどな。

事務局 その場合は、一時転用扱いで下が農地で上が太陽光、その場合は3年ごとの一時転用の申請が必要になってきます。

推3番委員 一時転用にも期間が決まっとるん。

事務局 3年間です。

推3番委員 それだけ。

事務局 それだけです。3年ごとに一時転用の申請を出し続けるんです。その場合、下は農作物をつくる上で毎年香川県のほうから、ちゃんともものをつくってるのかどうかの調査が来ますので、申請者の方はつくってるものを町へ報告、町は農政課のほうへ報告という形で。

推3番委員 だから、それをせんかったら雑種地になるという。

事務局 そうですね。

議長 基本が違う。吉田君が言うんは、第1種農地のこと。第1種農地で太陽光をやる場合をいう。第1種農地で難しいところでも立ち上げて、下は作り物で何でも構わん、つくるのを何でも構わんというたら失礼やけど。農作物、そういうように作物をつくって上でという。第1種農地で許可が難しいと思う。

事務局 最近太陽光と農地として国のほうも推進しているところがありま

して、相談案件も今のところ多くありまして、近隣では三豊とか善通寺とかもやってるそうなんです、私は確認ができてないんですが。それから農政課のほうは、農地としては置いとってあげれば太陽光なので、それは別に不許可にはならないケースが多くて、農政課のほうは進めています。なので、相談案件もたまにあります。書類の営農計画であるとか、太陽光の利用計画であるとか、そのあたりがきちんできていけば特段許可のほうは問題ないんですが、先ほど私が言うたように、3年ごとの申請であるとか、毎年何をつくってるかの営農の収穫であるとか収入であるとかのほうの報告は出さないということです。

推3番委員
事務局

営農計画書は毎年来るものな。
そうです。

推3番委員
事務局

それに書いたらええだけやけど、個人の実績というか、していかにかやいかんのは3年ごとの一時転用書類を提出せないかんということやな。
転用するのはどうしても支柱の大きさだけを転用するのがメインになるので。

議長

太陽光も最初と、それからあと最近と大分、県の見方が変わってきとると思う。だけえ、話を聞きよったら、わしもちょっと。最近の分はわからん。

6番委員

それでまた、さっきの話になるんやけど、2カ月後ぐらいにうちの地域の人が一つその申請を出すというて言よんですよ、営農型いうて。上に太陽光を置いて下に作物をする。

議長

違うとこ。この件と違うとこ。

6番委員

違う違う。多分2カ月後ぐらいにここへ上がってくると思うんやけど、そんなケースがありますんで。

議長

勉強になるからそのときにまた詳しい説明で。

6番委員

そのときにもうちょっとお詳しい皆さん方も何か資料をつけてあげるか何か。

議長

発表できるように勉強しとって。そのほうがええやろう、勉強になってええやろう、いろいろ。

6番委員

大西さん、よう調べてね。私も聞いたんやけど。

議長

ちょっとのことを委員とともに勉強せないかん。ともに勉強してもろうて、委員会として多度津として進むようにお願いします。
ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

いての説明がありました。多度津町のほうでも積極的にお願いしたいとのことでした。多度津町の現状をご説明いたしますので、A4横の「全国農業新聞申し込み中止部数表 平成30年」と書かれてある配付資料をごらんください。

1 ページ目をごらんいただきまして、多度津町は下から4段目にございます。左のほうに農業委員数の列がありまして、その隣が目標数となっております。農業委員数22名に対し、目標がその5倍ということで110部数となっております。そして、右端上の7月といった列を見ていただきますと、現在の部数が書かれておりますが、現在多度津町は55部数となっております。

そして、1枚めくっていただき、多度津町はまた下から4段目にありまして、真ん中あたりにあります普及率をごらんください。多度津町の普及率は2.5となっており、香川県内の市町の平均が2.7となっておりますので、それほど悪いというわけではありません。ただ、今回農業会議の方にも強く普及推進をお願いされておりました、まずは農業委員さん、推進委員さん、1人1部以上の新規申し込みの確保をお願いできたらと思います。その普及推進に当たって、購読のメリットやどういった方を対象に話をすればいいのかといったことにつきましては、「情報事業の推進について」と書かれてあるもう一冊の冊子をごらんください。

概要を説明させていただきますと、8ページをごらんください。

農業新聞の4つの魅力として、1番1週間の農政の動きをコンパクトに紹介、2番話題の農業ニュースを深掘り解説、3番魅力的な経営体を紹介、4番経営力を高める最新知識といった情報や知識を得ることができるようになっております。

次に、11ページをごらんください。

普及対象者の例が記載されております。農業者への普及ということで、新規就農者や認定農業者が考えられます。また、身近な近所の農家の方や親戚の方に頼んでいただく方法もあるかと思えます。

そして最後に、13ページをごらんください。

こちらにも記載されておりますが、普及資材といたしましてタオルなどがございますので、必要であれば事務局のほうに言っていただければご用意いたします。また最後に、お配りしている緑色の冊子は申込書となっております。皆さん購読していただいておりますのでご存じだとは思いますが、月に4回金曜日発行で月700円、年8,400円となっております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

事務局長

それでは、以上で事務局からの説明は終わったんですけども、1人1

部ぐらいずつお願いできたらと思います。

それでは、引き続き来月の予定につきましてご報告いたします。

8月の小委員会は、15日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、5番斯波委員、推進委員5番の松岡委員にお願いいたします。

定例会は、翌17日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、9番の大谷委員、10番の三野委員、11番の横関委員のうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長 事務局からの方からとしては以上でございます。皆さんのほうから何かございましたら。

推5番委員 構わんですか。

議長 はい、どうぞ。

推5番委員 契約をできない田んぼがあるんですけど、そういう田んぼはどういうようにしたらええかね。それを誰かがせらなんたら、放っとったら耕作放棄地になってしまって、また田んぼがでけへんようになるもので、これを私のとこで3枚あるんやけど、とりあえず私のグループのほうで管理はしとんですけど、これを何か契約でもしたらメリットもあるし、いろいろ補助金ももらえるしね。それが農業委員会のほうとしては、何とか主導をでけんのですかね。

議長 契約されてない。

推5番委員 とりあえず、農地機構のほうではいろいろしてもらいよんやけど、なかなかちが明かんのですわ。連絡しても来てくれんとかね。連絡しても本人は破産とかいろいろ面倒やけど、その息子に連絡しよんやけど、その息子もほったらかしになんちゃ来んのです。

議長 ほんやけん、地元が松岡さんがしっかり世話をしよんじゃけど、ちょっと松岡、自分の手ではやりにくいところを何かええ方法はないかということやな。

推5番委員 これも黙ってないしょでいろいろしょうることだけのことですからね。

議長 地元委員としてやれることは。局長、何か具体的に。

事務局長 その件につきましては、この後の勉強会のほうで近藤事務局長さん来られますので。

議長 そうやな。また一緒に。

推5番委員 そしたら、それをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。